

平成18年9月5日

各 位

会社名 三菱瓦斯化学株式会社
(コード番号: 4182 東・大・名証第一部)
代表者名 取締役社長 小高 英紀
問合せ先 広報 I R 部長 佐藤 康弘
(Tel : 03-3283-5041)

2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成18年9月5日開催の当社取締役会において、2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）の発行を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

【本新株予約権付社債発行の背景】

当社は、2006年4月より、「全ての事業活動においてCSRの実践を徹底し、真の高収益・研究開発型企業集団として、持続的成長をめざすこと」をグループビジョンとした新中期経営計画「協創2008」をスタートさせました。

当社は、前中期経営計画「協創2005」において事業構造改革に取り組んだ結果、2期連続で最高益を更新いたしました。2006年度を初年度とする新中期経営計画「協創2008」においては、その成果を踏まえ、「更なる成長に向けた第2ステージ」として差異化戦略の徹底による更なる成長と経営基盤の強化を骨子として、一層の飛躍を目指してまいります。

具体的な戦略としては、メタノールやポリカーボネートなどグローバル市場で競争優位にある事業については、海外生産拠点の新設・拡充を通じて、成長するアジア市場におけるプレゼンスを強化いたします。一方、グループ全体のR&D資源をフル活用することで、エレクトロニクス、環境関連やライフサイエンスなど急速な成長が期待できる分野では、付加価値の高い製品群を精力的にマーケットに投入いたします。

同時に財務体質の一層の改善、生産性の向上、人材育成と技能伝承、関連会社とのシナジー効果の拡大等を通じて成長を支える経営基盤を強化いたします。

当社は、これらを着実に実践するために、新中期経営計画期間中の3年間に1,500億円以上の設備投資及び投融資を計画しており、今般、当面の資金需要に対応するために本新株予約権付社債の発行に至りました。

【調達資金の使途】

本資金調達による発行手取金は、当社水島工場のMXDA製造設備新設、ブルネイ・ダルサラーム国でのメタノールプロジェクトへの出資などに充当いたします。いずれの事業も当社のグローバル市場での競争優位にある事業であり、成長するアジア市場でのプレゼンス強化に資するものです。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

【本新株予約権付社債発行を選択した理由】

本新株予約権付社債は、時価を大幅に上回る水準での転換価額設定により、発行後の1株当たり利益等の希薄化を極力抑制することができ、既存の株主価値に配慮した商品性となっております。また、中長期的な金利上昇が予想されるなか、ゼロ・クーポン債とすることで戦略的な投融資に係る当面の金利コスト最小化を図り、金融収支の改善を実現するものであり、当社にとって最適な資金調達手段であると考えております。

【本新株予約権付社債の概要】

1. 社債の名称

三菱瓦斯化学株式会社2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 各本社債の払込金額

本社債額面金額の100%（各本社債の額面金額1,000,000円）

3. 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み

本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

4. 本新株予約権の割当日及び本社債の払込期日

2006年9月21日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）

5. 募集に関する事項

(1) 募集地域及び方法

Nomura International plc及びMitsubishi UFJ Securities International plcを共同主幹事引受会社兼共同ブックランナーとする幹事引受会社団の総額買取引受けによる欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、買付の申込は条件決定日の翌日午前8時（日本時間）までに行われるものとする。

(2) 本新株予約権付社債の発行価格（募集価格）

本社債額面金額の102.5%

6. 本新株予約権に関する事項

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、行使された本新株予約権に係る本社債の額面金額の総額を下記(2)及び(3)に定める転換価額で除した数とする。但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

(2) 当初転換価額

転換価額は、当初、当社の代表取締役社長小高英紀又は当社の取締役常務執行役員酒井和夫が、本新株予約権の発行に係る当社取締役会の授権に基づき、かかる取締役会開催日又はその翌日（いずれも日本時間）に、かかる取締役会開催日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の136%以上で、ユーロ市場における市場慣行に従った転換社債型新株予約権付社債のブックビルディング方式により把握される投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。

(3) 転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（新株予約権の行使及び転換予約権付株式の転換予約権の行使の場合等を除く。）には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(4) 発行する本新株予約権の総数

20,000個並びに本新株予約権付社債券（下記7.(7)に定義する。）の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額を1,000,000円で除した個数の合計数

(5) 本社債に付する本新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とする。

(6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

- ① 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとする。
- ② 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。

(7) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権の行使は本社債の現物出資によりなされ、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使期間が終了しこれに伴い本新株予約権は消滅する等、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、上記(2)記載のとおり決定される当初の転換価額を前提とした本新株予約権に内在する経済的価値と、本社債に本新株予約権を付した結

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

(8) 本新株予約権を行使することができる期間

2006年10月5日から2011年9月7日における新株予約権行使受付代理人の営業終了時（行使請求地時間）までとする。

但し、(A)当社が下記7.(4)①乃至③のいずれかにより本社債を繰上償還する場合（下記7.(4)②但書記載の繰上償還を受けないことが選択された本社債を除く。）には、償還日の東京における3営業日前の日における新株予約権行使受付代理人の営業終了時（行使請求地時間）後、(B)下記7.(5)記載の買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時より後、又は、(C)当社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日後は、それぞれ、本新株予約権を行使することはできないものとする。

但し、(x)いかなる場合も2011年9月7日より後は本新株予約権を行使することはできないものとし、また、(y)当社が組織再編行為（下記7.(4)③に定義する。）を実行するために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、本新株予約権は、当社が定める期間（かかる期間は、30日を超えることはできず、当該組織再編行為の効力発生日の14日後の日以前に終了するものとする。）は行使することができないものとする。当社は、本新株予約権付社債の所持人（以下「本新株予約権付社債所持人」という。）及び受託会社であるUnion Bank of California, N.A.（以下「受託会社」という。）に対して、上記(y)記載の本新株予約権の行使の停止を決定した旨及び停止期間を、当該停止期間が開始する30日以上前に通知するものとする。

(9) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(10) 本新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

(11) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 本社債に関する事項

(1) 本社債の発行総額（額面金額総額）

200億円並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額の合計額

(2) 本社債の利率

本社債には利息は付さない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

(3) 満期償還

2011年9月21日（償還期限）に本社債額面金額の100%で償還する。

(4) 繰上償還

① クリーンアップ条項による繰上償還

残存する本社債の額面金額総額が、下記の繰上償還の通知を最初に行う前のいずれかの時点において、発行時の本社債の額面金額総額の10%を下回った場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債所持人に対して、償還日から30日以上60日以内の事前の繰上償還の通知（かかる通知は取り消すことができない。）を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可。）を本社債額面金額の100%で繰上償還することができる。

② 税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更等により、本社債に関する支払に関し本新株予約権付社債の要項記載の特約に基づく追加金の支払の義務があること及び当社が利用できる合理的な手段によってもかかる義務を回避し得ないことを当社が受託会社に了解させた場合、当社は、その選択により、いつでも、本新株予約権付社債所持人に対して、償還日から30日以上60日以内の事前の繰上償還の通知（かかる通知は取り消すことができない。）を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可。）を本社債額面金額の100%で繰上償還することができる。

但し、かかる通知がなされた時点で残存する本社債の額面金額総額が発行時の本社債の額面金額総額の10%以上の場合、各本新株予約権付社債所持人は、当社に対して償還日として指定された日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債所持人の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき本新株予約権付社債の要項記載の特約に基づく追加金の支払の義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。

③ 当社が組織再編行為を行う場合の繰上償還

当社が本新株予約権付社債の要項に定める合併、事業譲渡、新設分割、吸収分割、株式交換、株式移転及びその他の組織再編行為（併せて、以下「組織再編行為」と総称し、上記各場合を併せて、以下「組織再編行為を行う場合」と総称する。）を行う場合（上記いずれの場合においても、下記(11)②記載の特約に基づく義務に従った場合に限る。）であって、(A)下記(11)②(甲)記載の申出を行うことが（法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果）法律上又は実務上実行可能でない旨、若しくは、法律上及び実務上実行可能であるが、当社が最善の努力を尽くしてもかかる申出を本新株予約権付社債の要項に定める日までに行うことができない旨を当社が受託会社に対し当社の代表取締役が署名する証明書によって証明した場合には、残存する本社債の全部（一部は不可。）を、また、(B)かかる申出を行ったが、本新株予約権付社債所持人の全部又は一部がこれを承諾しない場合には、当該承諾をしなかった本新株予約権付社債所持人が保有する本社債の全部（一部は不可。）を、当社は、償還日から14日以上事前の繰上償還の通知を行った上で、本社債の額面金額に対する下記の割合の償還価額で繰上償還することができる。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

なお、上記合併後存続又は設立する会社、当社の事業を譲り受ける会社、新設分割又は吸収分割により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する他の会社、株式交換又は株式移転により当社の完全親会社となる他の会社、及びその他の組織再編行為により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する他の会社を併せて、以下「承継会社等」と総称する。

償還日が2006年9月21日から2007年9月20日までの場合	104%
償還日が2007年9月21日から2008年9月20日までの場合	103%
償還日が2008年9月21日から2009年9月20日までの場合	102%
償還日が2009年9月21日から2010年9月20日までの場合	101%
償還日が2010年9月21日から2011年9月20日までの場合	100%

(5) 買入消却

当社及びその子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。当社又はその子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により（当社の子会社が買入れた場合には、当該当社子会社より消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後）、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。

(6) 債務不履行等による強制償還

本新株予約権付社債に係る信託証書又は本社債に関する義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合で、かつ受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益の喪失の通知を行った場合、当社は、本社債につき期限の利益を失い、本社債を本社債額面金額の100%で直ちに償還しなければならない。

(7) 本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債につき、本新株予約権付社債を表章する新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとし、本新株予約権付社債券は無記名式とする。

(8) 記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債所持人は、本新株予約権付社債券について、記名式の新株予約権付社債券とすることを請求することはできないものとする。

(9) 本社債の支払代理人

株式会社三菱東京UFJ銀行ロンドン支店

(10) 本社債の担保又は保証

該当なし

(11) 特約

① 財務上の特約

担保設定制限が付与される。

② 当社が組織再編行為を行う場合の特約

当社による組織再編行為について提案がなされた場合、当社は、受託会社に対しては書面に、本新株予約権付社債所持人に対しては本新株予約権付社債の要項に従い、かかる提案及

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

び本新株予約権付社債に関する提案について通知を行うものとする。かかる通知には予定される当該組織再編行為の効力発生日を明記するものとする。また、当社が組織再編行為を行う場合、当社はさらに、受託会社に対しては書面にて、本新株予約権付社債所持人に対しては本新株予約権付社債の要項に従い、その旨及び予定される当該組織再編行為の効力発生日について通知を行うものとする。

(イ) 当社が組織再編行為を行う場合、(i)その時点において（法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果）法律上実行可能であり、(ii)その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ(iii)その実行のためにその全体に照らして当社が不合理であると判断する費用や支出（租税債務を含む。）を当社又は承継会社等に生じさせることがない限りにおいて、当社は、承継会社等をして、本社債の債務者とするための本新株予約権付社債の要項に定める措置及び本新株予約権に代わる新たな新株予約権（以下「承継会社等の新株予約権」という。）の交付をさせるよう最善の努力を尽くすものとする。

(ロ) 上記(イ)に定める事項が(i)その時点において（法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果）法律上実行可能でないか、(ii)その実行のための仕組みが構築されておらず、かつ構築可能でないか、又は(iii)その実行のためにその全体に照らして当社が不合理であると判断する費用若しくは支出（租税債務を含む。）を当社又は承継会社等に生じさせる場合であり、その旨を当社が受託会社に対し当社の代表取締役が署名する証明書によって証明した場合には、その時点において（法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果）法律上及び実務上実行可能である限りにおいて、当社は、本新株予約権付社債所持人に対し、その保有していた本新株予約権付社債と同等の経済的利益を提供する旨の申出を行うか又は承継会社等をしてかかる申出を行わせるよう最善の努力をしなければならない。なお、その全体に照らして当社が不合理であると判断する費用又は支出（租税債務を含む。）を当社又は承継会社等に生じさせることなく、（法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果）法律上及び実務上実行可能である場合には、当社は、承継会社等をして、かかる経済的利益の一部として、下記③に定める新株予約権を交付させるよう最善の努力をしなければならない。

③ 上記②に定める承継会社等の新株予約権は、以下の条件に基づきそれぞれ交付されるものとする。

(イ) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の本新株予約権付社債所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

(ロ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(ハ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記6.(3)と同様な調整に服する。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

- (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値（独立のフィナンシャル・アドバイザー（本新株予約権付社債の要項に定義する。以下本号において同じ。）に諮問し、その意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとする。）を承継会社等の普通株式の時価（本新株予約権付社債の要項に定義する。）で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
 - (ii) その他の組織再編行為の場合には（合併、株式交換又は株式移転の場合で、当社及び承継会社等がその単独の裁量により上記(i)又は本(ii)のいずれを適用するかを選択することができ、かつ、上記(i)を適用することを選択しなかった場合を含む。）、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益（独立のフィナンシャル・アドバイザーに諮問し、その意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとする。）を受領できるように、転換価額を定める。
- (ニ) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。
- (ホ) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編行為の効力発生日又は上記②(イ)若しくは(ロ)記載の特約に基づき承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、上記6.(8)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (ハ) 承継会社等の新株予約権の行使の条件
各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (ト) 承継会社等の新株予約権の取得条項
承継会社等の新株予約権の取得条項は定めない。
- (フ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (i) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げ

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

るものとする。

(ii) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(l) 組織再編行為が生じた場合

上記②及び本③に準じて決定する。

(ヌ) その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する当社普通株式の数につき、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

8. 上場取引所

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

9. その他

当社株式に関する安定操作取引は行わない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

【ご 参 考】

1. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

手取金は、主として、設備投資資金及び投融資資金に充当する予定です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

本新株予約権付社債はゼロ・クーポンでの発行であり、新たな金利負担による業績への影響はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社では、業績の動向、経営環境、将来の事業展開などを総合的に勘案し、安定的な配当と経営基盤の強化・拡充に向けた内部留保の充実を目指し、株主各位の長期的な利益の確保を図っていくことを基本方針としています。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記をご参照下さい。

(3) 過去3決算期間の配当状況等

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
1株当り当期純利益	5.88円	22.59円	31.66円
1株当り年間配当金 (1株当り中間配当金)	4.00円 (—)	6.00円 (2.50円)	10.00円 (4.00円)
実績配当性向	68.0%	26.6%	31.6%
株主資本利益率	2.2%	7.7%	9.7%
株主資本配当率	1.4%	2.0%	2.8%

(注) 1. 株主資本利益率は、決算期末の当期純損益を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値です。

2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値です。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
始 値	190円	381円	503円	1,440円
高 値	397円	553円	1,463円	1,610円
安 値	158円	366円	488円	1,006円
終 値	381円	503円	1,436円	1,315円
株 価 収 益 率	64.8倍	22.3倍	45.4倍	—

- (注) 1. 平成19年3月期の株価については、平成18年9月4日現在で表示しております。
 2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。
 3. 株価は全て、東京証券取引所における当社普通株式の株価です。

以上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。